現在改訂中の環境、再生可能エネルギーに関する 府計画(案)中に記載の住宅施策関連事項について

■ 京都府地球温暖化対策推進計画 中間案(住宅施策関係 抜粋)

♦脱炭素なライフスタイルへの転換

< 温室効果ガスの排出の少ないライフスタイルへの転換>

○ 家庭においてエネルギー消費量の多い照明や家電製品からの温室効果ガスを削減するため、省エネ効果の高い家電への買替えを推進します。また、購買者への省エネ性能説明など、販売者側とも連携した取組を実施していきます(機器の環境性能の向上)。

<普及啓発>

○ 一人ひとりが家庭における環境にやさしいライフスタイルを自主的に取り組み、持続できるよう、京都府地球温暖化防止活動推進センター及び京都府地球温暖化防止活動推進員を通じた啓発活動を強化するとともに、暮らしの質の向上につながるという視点からの啓発も進めてまいります。

<エネルギー効率の高い低炭素住宅の普及啓発(住宅の環境性能の向上)>

- 家庭における再生可能エネルギー設備の導入を促進するために、府民が身近で気軽に相談できる 体制を構築するとともに、市町村と連携した普及・啓発を実施します。
- 新築やリフォームの際、省エネ性能の高い住宅を選択するとともに、省エネ・再エネ設備・機器 を積極的に導入するよう、啓発に努めます。
- エネルギー効率が高く、環境への負荷が小さい次世代型住宅の普及を促進するために、スマート エコハウス融資を実施します。
- 温室効果ガスの削減だけでなく、住環境の快適性向上、災害時のエネルギー確保等にもつながる ZEB、ZEHの普及を促進します。
- 各家庭が再エネ電気を調達しやすい仕組み(再エネ電力共同購入等)を提供します。
- 住宅を含む建築物への再生可能エネルギー設備の導入を促進するために、床面積が300 ㎡以上 2,000 ㎡未満の建築物(準特定建築物)に対して、新たに再エネ設備の導入を義務化し、京都府内 における再生可能エネルギーの導入拡大を推進します。
- 建築主が設計段階から再生可能エネルギーの導入について幅広い選択肢を提供できるよう、設計者に対する再エネ導入に係る情報提供の義務を創設します。また、建築物省エネ法に基づき設計者から建築主に対する省エネ対策に関する情報提供等の取組と一体的に推進することで、建築物の脱炭素化を推進します。
- 建築部における省エネ性能評価・表示制度の充実などにより、健康で快適に暮らせる断熱性能の 高い建築物の普及を促進します。

■ 再生可能エネルギーの導入等促進プラン 中間案(住宅施策関係 抜粋)

<目標達成に向けた施策>

◆第1節 再生可能エネルギーの導入加速

- 太陽光発電設備や太陽熱利用システムについて、新築時に省エネ施策と併せた導入を促す とともに、既築建築物においても、初期投資ゼロモデルなどの多様化する導入形態を踏まえた 支援策や、増築・改修時等の太陽光発電設備の導入を促進する施策を実施します。
 - ・建築物への太陽光・蓄電池等導入支援(補助金、税の免税、低金利融資など)<一部条例>
 - ・初期投資ゼロモデルの普及促進(実施事業者の登録・補助制度など)
 - ・建築士による再エネ導入に係る情報提供の義務化<条例>
 - ・増築・改修等に合わせた既築住宅への太陽光発電設備の導入支援
 - ・自家消費型ソーラーカーポート等の新規技術を活用した自家消費型システムの導入支援
 - ・太陽光発電設備の適正な維持管理の促進

◆ 第3節 地域共生型の再生可能エネルギー事業の普及促進

- 再エネ設備の設置者による災害時の再エネの地域利用に資する取組を促します。
 - ・自立的地域活用再エネ導入等計画認定制度による災害時の地域への電力供給の推進〈条例〉
 - ・災害時に地域の再エネを地域住民に開放する仕組みづくり(条例規定)とそうした電源(地域の給電ステーション)の周知や支援
- 既存の再工ネ設備を長期安定的に活用する取組を支援し、「ものを大切にする文化」が根付く京都から再工ネを永く大切にする行動様式を「新たな文化」として全国に発信します。
 - ・太陽光発電設備の設置・運用・メンテナンス・廃棄ガイドラインの普及・浸透
 - ・府内の太陽光発電保守点検事業者データベースの拡充等による保守点検の推進